

第 340 回（第 22 期第 13 回）隠岐海区漁業調整委員会議事録

日時：令和 6 年 11 月 27 日（水） 13：45～16：45

於：隠岐郡西ノ島町別府 島根県島前集合庁舎 1 階会議室

1 出席委員（敬称略）

大西 寿春（2 番）	前田 芳樹（4 番）	池田 速人（5 番）
升谷 健（6 番）	林 千枝子（8 番）	亀谷 潔（9 番）
平木 操（10 番）		

2 欠席委員（敬称略）

牧野 一（1 番）	吉田 篤司（3 番）	小谷 茂雄（7 番）
-----------	------------	------------

3 議題

- （1）島根県資源管理方針の変更について（諮問）
- （2）令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
 - ① まあじ
 - ② まいわし対馬暖流系群
 - ③ かたくちいわし対馬暖流系群
 - ④ うるめいわし対馬暖流系群
 - ⑤ まだい日本海西部・東シナ海系群
- （3）知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
 - ① 令和 5 管理年度 さば類
 - ② 令和 6 管理年度 まいわし
 - ③ 令和 6 管理年度 まあじ
 - ④ その他
- （4）島根県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
- （5）知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間を定めるについて（諮問）
- （6）資源管理の状況等の報告について（報告）
- （7）海区漁業調整委員会委員候補者の公募結果について（報告）
- （8）令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について（報告）

4 挨拶

事務局長（為石） 開会宣言（出席委員の定足状況及び委員会の成立を報告）

会長（議長 亀谷委員） 挨拶（省略）

水産次長（横田） 挨拶（省略）、管理監（秋山） 挨拶（省略）

5 議事

議長（9 番：亀谷委員）による議事録署名者の指名

議事録署名者：2 番 大西 寿春、10 番 平木 操

(1) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

それでは事務局より説明をお願いします。

県庁水産課（寺谷）

～資料1により説明～

- 「まだい日本海西部・東シナ海系群」が令和7年1月1日より、特定水産資源（TAC 対象資源）に指定されることにともなう県の資源管理方針の変更内容について説明。

議長（9番：亀谷委員）

それでは、ただいま事務局より詳細な説明があったところですが、この諮問内容について、委員の皆様のご意見、ご質問をお受けいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、ないようですので、本件については異議ないということで答申いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長（9番：亀谷委員）

それでは、異議なく、答申いたします。

(2) 令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

事務局より、説明をお願いします。

県庁水産課（寺谷）

～資料2により説明～

- 下記特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について説明
 - ・ まあじ
 - ・ まいわし対馬暖流系群
 - ・ かたくちいわし対馬暖流系群
 - ・ うるめいわし対馬暖流系群
 - ・ まだい日本海西部・東シナ海系群

議長（9番：亀谷委員）

ただいまそれぞれの魚種についての漁獲可能量の設定についての詳細に説明があったところですが、これより諮問の内容について、委員の皆様の質疑、意見等々をお受けいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

どうぞ、平木委員。

10番：平木委員

このまいわし、先日20日に博多で日本海側の対馬暖流系群の数量明示関係者合意会議っていうのに、私も、島根県の担当者の渡邊さん、高橋さん、白石さん、一緒に会議に出席してきましたけども、その前は3万8千トンから去年が7万8千、今期が11万5千トンに増えるという、獲ってもよい量が増えるという。常々、この今の資源評価の確実性とか、色々そういうもの、話題に持ち上がって、（魚が）いるときに獲らせてもらえなかった我々、まき網も規制がかかって。今、これだけ今度は獲ってもいいですよという数量を提示されたときには、今度は獲っても処理し切れなくなった。これが、何をか言わんや、管理の答えは

もう既に出ている状態で、もう魚は増えてきとるけども、処理できる能力が追いついてきてない。その中で、じゃあ今後どうするべきかっていうと、これ、10万トン獲らせてもらう、獲れっつえば獲る能力はあるけども、陸上の施設がもう追いついていってない。じゃあ、10年後に、或いは、この資源管理の答えを出して、これだけ増やしましたっていうときに、じゃ、そのときの対策はまだできてない。管理ばっかしてどんどん進めていくっていうのは、実際の話、我々も11万トンなんかもらったって、とてもじゃない、その半分も消化できない現実問題があって、その中で、今、四苦八苦しながら、境港の背後施設の整備だとかいろいろ、今、JFとか、そういうところで一緒に動いているんですけども、急に冷蔵庫がぼんと増えるわけでも何でもなし。来年、5千トンの冷蔵庫が山陰旋網で1つできる。今、現状、国と折衝しながらやってるけれども、1年、2年はかかれば何とかという、まだ、この1年、2年の間に今の処理できる能力が増加できるかという、まず無理なんですよ。だから、こういうものを国から、国というか、資源管理の答えとして、こういう数量を各県に割り当てられても、やっぱり適正な価格と適正な数量っていうものが、やっぱり獲るにしても、処理するにしても必要なんで、やっぱり県もそこところは国へいろいろ会議で出るときに、まあ、今一緒にとにかく動いてもらって、一生懸命やってもらってるんですけども、多分、こういう会議で話しされるときでも、なかなか実態っていうものが、数量だけぼんと出されて、あ、増えたからいいねっていう、そういうことの中で審議に諮問されても、多分、今の数字をこの会議でぼんと資料見てどうですかって言われても、なかなか答えを言いづらい、答えが見えにくいと思うんですけども、たまたま我々はそういう会議に出させてもらってるから、いや、これはまずい問題というのは、問題点いっぱいあって、その中でも、どっから引っ張り出せばいいのかっちゅうこともあるけども、そのところを県の皆さんと一緒に、また今後とも継続しながら、県のほうにはこの諮問会議以外でも我々、色々問題を提起してるんで、だから隠岐海区のほうでも、特に隠岐海区は、我々中型まき網、一緒にいろいろ活動しとるんで、隠岐海区の方からもやっぱり県に対して、国との折衝はもっと柔軟な、獲らせてもらえるときに獲りたいっていう、そういう今の現状の問題ある制度を少しでも改善できるようなお願いをしてほしいというのがやっぱり一つあります。

議長（9番：亀谷委員）

ただいま平木委員の方から、獲った後の処理能力についての貴重なご意見が出たところですが、何かお答えすることがあれば、どうぞ。

横田水産次長

貴重なご意見ありがとうございます。今、平木さんからのお話の途中にもありましたように、県もこれは非常に問題意識持っていますし、関係者の会議で同席させてもらって、認識は共有しているつもりなんですけど、確かにこれ、国、結局、漁業、水産業を成長産業化させると言っているということでしたら、単に資源管理して我慢だけじゃなくて、我慢した結果こういうふう非常にいい数字が出てきたというところですが、これをきちっと収入に上げるというところまでいかないと、全く意味のない資源管理となるという認識は県も持っていますので、先ほど、これも平木さんが言われたとおり、業界の方、漁業協同組合JFしまねが筆頭で今いろいろ折衝をしているのを、逐一、県も報告いただいていますので、今後、どう県がそれに携わっていくかということも含めて、きちっと対応していきたいというふうに思っておりますので。

議長（9番：亀谷委員）

平木さん、よろしいですか。

10番：平木委員

はい。

議長（9番：亀谷委員）

他にございせんか。

どうぞ、池田さん。

5番：池田委員

前回のところでもちょっと言ったんですけれども、要はTACの、TACをうまく運用していくちゅうのは、これは魚価なんで、そのための裏方ですね。例えば、平成の初めにいわしが大量に獲れた境港も、何千トンという冷凍庫がぼんといった。それで、いわしが獲れなくなったら今度は冷凍庫を止めた。冷凍庫ちゅうのは、1回も止めるともう駄目なんです。増えたから、なら回せばいいじゃないかと、漁獲が増えたから回せばいいじゃないかと、もう回りません、冷凍、効きません。そういうもんですから、やっぱりそこらのところを推移、見て、やっぱりその背後の流通も一緒にして考えないと、ただ数量だけ見て、増えた、減った、こうだつていう部分も、それは駄目だということは、もうこれは分かったことですので、その辺のところを、前回も私、そういうつもりで話したんですけれども、その辺のところを、やっぱり一緒になって背後施設の流通関係の改善ですね、そういうところをうまく歩調を合わせてやらないと、獲っても何にもならないということじゃあ、これ、せっかく獲れるのに獲れないというようなことも出てきますので。そのためにはこういったところが必要じゃないのかなというふうに、ぜひともお願いしたいなと。

議長（9番：亀谷委員）

どうぞ、平木委員。

10番：平木委員

それと、1つは、もうこれ皆さんとの情報共有の一つとして、隠岐の島でも、今後その冷蔵庫を必要とすることがあるか、ないか、分からないですけども、今、境で山陰旋網が冷蔵庫を造って、今、工事中なんですけども、これ5千トンの蔵と90トンの冷凍機能、これで大体43億かかるんです、43億。だから、なかなか民間の人が冷蔵庫を、仲買権を持って冷蔵庫を、事業を始めるぞとは言っても、なかなかそうは簡単に、だから、今ある既存の冷蔵庫とか、そういう、境の、我々この隠岐の島とか島根県とか境港の仲買さんとか、そういうの力を弱めてしまうと、要は漁業者に一番影響が、魚価が下がったり、いろんなところでマイナス面が出てくるので、ここは共存共栄で、獲ることも大事に、或いは、値段を上げることも大事、値段を上げることには、やっぱり境港の、或いは、ああして県内で言えば浜田の水揚げの整備に、これ我々は隠岐海区だから浜田の漁協を伸ばす必要はないんですけども、県下一円で言えば、この資源管理に伴って、プラス面を出そうと思えばその背後施設の整備っていう、獲ることは、今、まき網が結構設備投資が進んで、獲る能力はあっても、後の処理能力っていう部分の問題が出てきてるんで、こういう資源管理の数量制限とかっていうものは慎重にうまく運べるように進めてほしいです。これは意見です。

議長（9番：亀谷委員）

はい。よろしくお願いします。

他にございせんか。

はい、前田委員。

4番：前田委員

ちょっと余分なこと言って、怒られるんじゃないかと思うんだけどね、このまいわしちゅうのは、何もまき網のためだけの魚種じゃないわけで、今後、施設整備が遅れているということが現実あるわけだから、それは増設するなりして対処していくことが1つと。それから、価格の変動、これはやっぱり獲る人たちが、やっぱり市場の状況を見ながら調整していくのが、それが一番ですよ。他の者が関与できませんからね。ここの2つがあって、それから今年の春頃ね、僕が前で言うように、ブリが連日、獲れたわけ

ですよ。だから、何でもかといったときに、まき網が4月から全く来なかったんで、それでイワシが寄ってきて、ブリが来たんだっていう漁業者の話があるわけですよ。ですので、まだ11万5千トン、枠が、資源が増えて、枠が潤沢に持てたわけだから、これは非常にいいことなわけですね。その中で、まき網は自分たちで価格動向を注視しながら施設増設をしてやっていけばいいんで、上限いっぱい獲り切る必要はないわけですよ。先ほど実績数値をおっしゃったけども、やっぱりそれよりもずっと増やせることはほぼ確実であろうと思われますからね。まいわしもね、他の漁業者にとっては非常に重要な餌資源なわけですから、ここも少しは余裕を持たせていく考え方を持っていかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。という話です。

10 番：平木委員

今、私の意見がちょっと誤解されとるのかもしれないんですけど、この11万何千トンっていうのは実績配分で、獲ったことに対しての、そこに見返りの数量がある。だから、私が言ってるのは、要らないとか、それをまき網だけに獲らせてくれとか、或いはまき網、もうこれ以上獲りませんとか言ってるわけではなく、数量はこの数量が配分があります。あと、獲る中身はその各業界で考えながら獲るであって、それが、それ以上獲らせてくれとか、或いはこれはもうどうでしょうかということでもないし、或いは先ほど言われたように、まき網が獲らなかったからいわしが来て、ぶりが入ったとか、それは何ら根拠のない話であって、そういう話で色々まき網がとか、やっぱり県全体の漁業が良くなればいいんであって、そこのお互いの、ある業種がいるから、この魚が獲れるとか獲れないとかじゃなくて、これはもう自然加入で来ることですからね。だから今、有効に使う数量を、その話を私は出したところであって、別にまき網がそれを、11万トンが多いから獲らないとか、それは、もらった配分の中で県がしっかり、まき網はこれだけ実績配分があるから使ってくださいと、定置も一本釣りの皆さんでも、一本釣りの皆さんがなかなかいわし獲ることはないけど、定置の皆さんとかも、これは実績配分で、数量明示は、我々は11万何千トン、実績配分では定置の皆さんも、実績配分でこれは獲れるようになっておるんで、まき網だけが獲り過ぎてとか、他に圧をかけてるといえることはないんで、そこは誤解ないように。こういう海区調整委員の話だから、一方の業種だけが良くなるとか、そういうことじゃなくて、ここは県の皆さんがしっかり配分は決めているんで。

4 番：前田委員

ちょっと1点だけ伺いたいけども、隠岐のまき網は、この枠がもういっぱいになって、不足状態になっていますか。

10 番：平木委員

いやいや、なってませんよ。他の県に配分してます。

4 番：前田委員

ああ、そう。

10 番：平木委員

大中型とか、或いは鹿児島が欲しいと言えば鹿児島、長崎にも今年はもう既に回しています。そこが今、関係者合意の会議っていうのがあるっていうのは、石川から京都、或いは島根、山口、長崎、鹿児島まで、この県で一つの相談する会議ができてるんですよ。足りないときは回していく、回してもらったときには、県で足りないときは、まき網からもらわずに、定置のほうにももらった分はそこから配分するようにしてるんで。

4 番：前田委員

まき網なら安心でした。ちょっと先に進めてください。

議長（9番：亀谷委員）

いいですね、皆さん。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、他にご意見ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

いろいろ意見があったようでございますが、本諮問については異議がないということで答申いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長（9番：亀谷委員）

そのように答申いたします。決定いたしました。

（3）知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

事務局より、説明をお願いします。

県庁水産課（寺谷及び秋山）

～資料3及び資料9－1により報告～

● 下記の知事管理漁獲可能量の変更について説明

- ・ 令和5管理年度 さば類
- ・ 令和6管理年度 まいわし
- ・ 令和6管理年度 まあじ
- ・ その他（くろまぐろ）

議長（9番：亀谷委員）

ただいま事務局より報告の内容について説明があったところでございますが、委員の皆様の方からご意見、そしてご質問をお受けいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

どうぞ、大西委員。

2番：大西委員

WCPFCによると、漁獲枠がだいぶ増加してるわけですけど、これは全体的に増えてるっていうことがあると思うんですけど、根本的に。この0歳魚を増やさないために、これ以上増やさないためにとる処置だと思うんですけど、どういう方法で想定してるんですか、増やさない方法というのは。

県庁水産課（秋山）

特に国として、何かしら、この取組をお願いしますというふうな明確な指針があるわけではないというふうに認識しておりまして、これまでも、現在も島根県の海では、県全体の7割を超えた場合には、45センチ未満、これは0歳魚に相当するんですが、それは混獲してしまった場合には、放流するというふうに努めてくださいというふうに指導をしているところでございまして、これは今現在もやっていただいているところです。なので、今後もし0歳魚を今年度増やさない場合には、現在7割を超えた場合にとる条件がついているものを、例えば7割ではなくて、管理年度当初からこれをやっていただくということも、一つの方法としては考え得るということではございます。

2番：大西委員

そしたら、今、管理監が言われたように、今まで獲っちゃいけなかったもんも獲ってもいいよみたいなことになるかもしれないですね。

県庁水産課（秋山）

えっと、0歳魚。

2番：大西委員

はい。

県庁水産課（秋山）

逆に、0歳魚は管理年度当初から獲らないでほしいということになっております。これは7割から、7割到達時点前までは獲ってもよかったものを、最初から0%、年度当初から0歳魚については獲らないでほしいという形になる。なので、これまで以上0歳魚の漁獲自体が大幅に減るという形になるのではないかなというふうに考えております。

議長（9番：亀谷委員）

他にはないですか。

10番：平木委員

これ、今後、まぐろの枠が増えてくると思うんですね。今年、少し増やしてもらったという。だけど、この配分の方法が、やっぱり大型まき網のほうに大部分の量が増枠されることであって。そうすると、定置とかそういうことの各県単位での配分が、やっぱりどうしても不足しがちになるということなので、今後、増枠していくときには、やっぱり各県からの要望も、知事区分にも、もうちょっと増枠したその比率からいっても大中まきが多く獲っているから、そっちに必然的に増枠していくってこともありながらも、要は定置の皆さん、非常にその自然放流ということはなかなか難しい中で、各県でもいつもこの話は相当出てくるんで、やっぱり獲った者が、先ほどの話で、お金に換わるような、そういうシステムにするには、やっぱり知事区分も、もう少し増枠のお願いを水産庁の方にはしといたほうがいいということです。

議長（9番：亀谷委員）

その辺のところは。

県庁水産課（秋山）

はい、ありがとうございます。まさに今、水産庁の諮問機関のような、くろまぐろ部会というところで、このくろまぐろの配分方法について、各業財界団体の方も含めて議論しているところなんですけど、やはり、当然まき網の、大中まき網の団体も入っているところではありますが、1つは沿岸の漁業団体であれば全漁連であるとか、あと各任意団体からは、当然これまで結構な割合を大中まきが占めていたところを、その定置であるとか、その方にとっては、やっぱり放流というところも相当なコストがあるというようなこと、あと、その漁獲管理もかなり結構難しいというところもあって、これまで以上に、より知事管理区分にも増枠をお願いしたいというふうに強く主張しているところがこれまででございます。また、くろまぐろ全国会議という、いろんな方が参加できる会議にも私も出席させていただいたんですが、やはり、私、都道府県も含めまして、やはりそのうち定置の困難さであるとか、釣りとかにとっては、大中まきに比べると、くろまぐろ1匹の重さというのは相当違うもんなので、それも含めて、増枠した際には、より知事管理区分に優先的にそこを配慮する形で配分をお願いしたいというふうには伝えているところでございます。ただ、現在、配分方法については、受入れの中で検討しているところではありますので、なかなか見えてこないところではありますけど、現在でも、現時点での配分方法に関しては、知事管理区分の方に、より配慮した形での配分方法になっているというふうに思っておりますが、ただ、実際にどのくらい配分するかというのは、やはり大中まきであるとか、いろんな業界団体の中での水産庁の調整が入ってきますので、確かに増枠はされましたが、その増加分、比率分をまるっきり県に、その増えた増加っていうのは、水産

庁の腕次第ということもあるかなと思いますが、ただ、我々としては、もちろん、ヒアリングをしながら現場の意見を伝えつつ、していかなければと考えております。

議長（9番：亀谷委員）

はい、池田委員。

5番：池田委員

何でもないことなんですけどね、私、ちょっとこういうことを聞かれたもんですから。実は、まぐろをトローリングで釣って、保安庁にちょっと見られて捕まったということで、もうまぐろは獲っちゃいけないのかっちゅうことを聞かれたんですよ。それで、私は、今、調整規則もないし、あれだけでも、2キロ以上のやつ、大きなやつならいいよという回答を、獲っちゃいけないじゃなくて、大きなやつ釣っとったり、組合にきちっとこれだけ獲ったよということは申告してよってことを言ったんですけども、正確な大きさがちょっとあれだったもんですから、そういうところで、もっとその辺のところをちょっと周知しないと、例えば、これには遊漁もありますし、よこわ釣りと称して、今、頻繁に出てますよね。漁業者だけでなく、遊漁もありますので、その辺のところがきちっとしないと数量把握もできないし、そういうトラブルのもとになるんじゃないかなというふうに思っております。その辺のところを周知ちゅうのが必要じゃないかなと、特に遊漁の方に周知が必要じゃないか。それは、そのときには多分、小さいやつを揚げとって、それを大っぴらにしたから保安庁さんがずっと見ておったんでしょう。ずうっとこの人は、ずうっとこげなことをしとるなあっちゅうので、だからじゃないかと思うんですけども。そういう、それはその人から聞かれたんじゃないじゃなくて漁業者から聞かれたんですけども、そういったところが必要じゃないかなというふうに思います。

議長（9番：亀谷委員）

周知、周知方法。

県庁水産課（秋山）

ありがとうございます。くろまぐろの遊漁に関しても、国としても、島根県ではないんですが、他の東北の方ではくろまぐろの遊漁が結構盛んで、なおかつ、最近も違法にというか、そういったルールに違反した形で遊漁を行っている、クロマグロ遊漁を行っているという事例があって、本年度からは、より水産庁としても取締りを強化しているという状況でございます。島根県内においては、くろまぐろ遊漁自体が、他の県に比べると、それほど盛んにはないというふうに聞いてるところではございますが、ただ、我々としても今後くろまぐろの資源が回復する場合には、そういった機会が増えてくるということもありますので、我々としても県の地方機関であるとか、或いは、取締船であるとかを使いながら、情報収集をまずはしていくと。その上で、一方で、くろまぐろ遊漁、遊漁船の業者も県内に結構いらっしゃるので、そういった方への現在のルールの周知であるとかっていうのは、時を見てしておるっていうところではありますが、今後さらに規制等が改正されることについては、より重点的に周知をしていくというところは必要かなというふうに考えております。

議長（9番：亀谷委員）

はい、前田委員。

事務局長（為石）

あの、すみません。ちょっと聞いてみたいんですけど、さっきのは漁業者さんですか、それとも遊漁。

5番：池田委員

そのとき、聞かれたのは漁業者で。

事務局長（為石）

あ、聞かれたのは漁業者。

5 番：池田委員

恐らくやってたのは遊漁だと思うんですけど。

事務局長（為石）

やってたのは遊漁。

5 番：池田委員

遊漁だと思うんですけど。

事務局長（為石）

では、分かりました。多分、トローリングで捕まえたんだと思います。くろまぐろでは関係なくて。

5 番：池田委員

ああ、トローリングでね。

事務局長（為石）

恐らくそうかと。

5 番：池田委員

何か分からないから、それで漁業者の方は、獲ってはいけないんかって言って、直に聞かれたから、その人はそういう専門でないから。

事務局長（為石）

恐らく漁法ですね。

5 番：池田委員

漁法は専門で釣っとる人ではないから分からないんですよ。それで、遊漁者だからきちっとそこところは数量を申請して、小さいものは駄目だよということで、回答を濁しちよったんです。そこに漁業調整規則も持ってないですし、通知も持ってないですし、そういう話を、これは海でね、海っっちゃうか、その海岸でしたんですけどもね。ちょくちょくそういうことがね、聞かれるんですよ。

事務局長（為石）

恐らく全国的にトローリングが禁止されているので、海保さん、曳いている行為で多分、見張ったんだと思います。

5 番：池田委員

何か、それは分からないですよ。その状況は分からない。

事務局長（為石）

遊漁であれば、間違いなくそうですね。

5 番：池田委員

多分、遊漁でしょう。

事務局長（為石）

了解です。ありがとうございます。すみません。

議長（9 番：亀谷委員）

前田委員は何か。

4 番：前田委員

ちょっと一言だけ。この定置網のことなんだけど、定置網は、1,430 キロ、1 定置網毎に。それで、35 キロ程留保枠を配分してやったと、県の措置はよかったと思うんですけどね。ただ、定置網の生の声を聞くとね、4 月、5 月で、もうこの枠は消化してしまうんだと。あっという間に終わってしまうんだと。その

後、非常に大きなやつが、6月、7月は産卵期になりますよね、隠岐近海は。大型魚がやってくるわけですよ。300キロのまぐろが入っても逃がさざるを得ないと、逃がしとるわけですよ。さっき平木さんがいう、2,800トン、増枠のね、8,400トンまで増枠されてる部分を、水産庁に配分をようけ与えてもらうようになって言ったらどうだと言っていました、その点は同感ですよ。定置網の人たちは、ものすごい大型魚が入るときね、逃がさにゃいかんわけだ。それがあまりにもかわいそうだなと、そういうとこでね。この今回、全国的に枠が大きくされてる中でね、やっぱり島根県に配分された中で、定置網の大型魚っていうのをね、もう少し獲らせていただくようにしてやったらどうかなと思いますよ。隠岐近海は、6月、7月は産卵期ですよ。さざえやあわびも産卵期は獲らないようにしてますよね。まぐろも産卵期を獲りさえせにゃね、膨大な資源が湧いてくるわけです。だから、そこらも今後考えたらどうでしょうかね。まあ2点です。産卵期に獲らないこと。定置網の配分枠はあっという間に消化してしまうから、これではあまりにも少な過ぎるから、100キロ以上の300キロのようなまぐろは、ある程度はちょっと水揚げさせてやれるような方法を考えたらどうでしょうかっていうところです。

県庁水産課（秋山）

ありがとうございます。まず、定置ということでの大型魚の枠に関してなんです、ちょっとここにはないですけど、現状、定置に大型魚につきましては、ほぼ全て定置網に配分しているところでございます。これが、これまでの実績を踏まえて定置の方に配分しているところでございまして、この大型魚の配分方法を県の中で見直さないということであれば、その配分のまま、島根県に配分された大型魚については、ほぼそのまま定置にいくというのは、現状の配分を考えるとそうなるというところでございます。

また、産卵期に獲り控えるということに関しては、これは水産庁の諮問機関の中でも、なかなか意見が分かれるところでございまして、ただ、一方で、国際機関の中では、小型魚を獲らないという方が資源の増加には繋がるということもあって、これまで小型魚を相当抑制してきたというところもあります。産卵期に獲っている他の漁業者もいらっしゃるところではありますが、ただ、国全体の管理の方向性としては、小型魚をまずは獲らないということの方向性は大体変わらないということであります。

議長（9番：亀谷委員）

そういうことだそうです。他にございませんか。

それじゃ、ないようですので、この報告案件については、いろいろご意見等々がありましたが、この報告を了解するということによろしいですか。

全委員

はい。

議長（9番：亀谷委員）

そのように決しました。

（4）島根県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

諮問案件でございます。事務局より説明をよろしくお願いいたします。

県庁水産課（寺谷）

～資料4により説明～

- 下記の理由により、水産庁が示している規則例が改正されたため、島根県漁業調整規則を改正することを説明。
- ①漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

- ②刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正
- ③文言の適正化

議長（9番：亀谷委員）

ただいま事務局より規則の一部改正についての詳細な説明がございました。説明のあった内容について、委員の皆さんのご意見、ご質疑を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

基本的には、法律が変わって、それに伴う調整規則の変更だということですね。

県庁水産課（寺谷）

はい。

議長（9番：亀谷委員）

ご意見ございませんね。

全委員

はい。

それでは、質疑がないということですので、本件については、異議ない旨答申いたしたいと思います。そのように決しました。

（5）知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間を定めるについて（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

諮問案件でございます。事務局より説明をよろしくお願いいたします。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

～資料5により説明～

- 下記の知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間について説明
 - ・ 小型いか釣漁業（県外船）

議長（9番：亀谷委員）

ただいま事務局より説明がございました。

ただいまより、委員の皆様のご意見、ご質疑を承りたいと思います。よろしくお願いいたします。

もう減ってるということですね。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

そうですね。許可件数は、実際出してこられる船が減ってきているということで、いかの資源については、皆さんご存じのとおり、なかなか上向きがない中でということなんです。

6番：升谷委員

何でそのいかが急に獲れんわけかね。原因は何かね。いや、今年もいかが釣れんかったみたいで。

議長（9番：亀谷委員）

ここ数年いうか、もうずっとこう。

5番：池田委員

生物的な、生物学的にね、例えば日本海はおけですから、例えば、このものがある魚種が増えれば、当然、他の魚種が減ってくるということですよ。それで、それと同時にこのあれが、北線海域が海流の変化で、向こうが、向こうの回ってくるやつを中国船辺りが異常に獲ってしまうから、北線海域で。北朝鮮辺りは、もう外貨獲得のところで中国へみんな売り渡してますから、それで、中国はもう無尽蔵に自分とこのあれでやっちゃうから、こっちには回ってこないんですね。1年だと言われながら、それで獲ってしまうから。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

一応、国の方で言われている話としては、この辺でするめいかと、しろいかと言われるけんさきいか、2種類ありまして、するめいかの方は、先ほど池田委員が言われた外国船とかの影響もあるとは思いますが、産卵場の海域の水温変化等でそもそも産卵数が減ってきて、資源量が減ってきているんじゃないかっていうのがするめいかのお話。けんさきいか、しろいかについては、南の方、九州とかは、そこまで漁獲量が減っているっていう話はそんなになくて、実際、浜田の沖底2そうびきとかもいいときがあります、近年でも。ただ、やはり、南の方のいかなので、この北の方、隠岐の方まで生息域が延びないようなことも少しあって、本土の西部とかでは釣れても隠岐の方までは、泳いでこなくて釣れないみたいな話もひとつあるのかなというふうには思っておるところです。

議長（9番：亀谷委員）

はい。

5番：池田委員

ちょっとしろいか、しろいかちゅうのはぶどういかというふうに聞いてますけども、名前上はね。しろいか、私どもも遊漁でちょっと行くことはあるんだけど、実際にもう、釣りしてもう、けんさきいかになっていますよね、しろいかはもう珍しい、逆に、釣れるのが。みんなけんさきですよ。

○寺谷主任 それについては、池田委員がおっしゃるように、けんさきいか、種類のには1種類なんですけども、春、梅雨頃、梅雨いかと言われる大きいけんさきと、昔主流だった秋頃のちっちゃいぶどいか辺りと、ものが2種類あります。梅雨頃捕れるけんさきいかタイプの大きいものについては、そこまで漁獲は落ちてない。昔と同じくらい獲れる。ただ、昔主力だった小っちゃいぶどいかが、ほぼ壊滅状態になって、獲れないなっていうのが現状になっている。池田委員がおっしゃるとおり、最近では、しろいかちゅうと梅雨頃のけんさきいかばっかしになっているっていうのは、そういうことが関わっていると思います。

議長（9番：亀谷委員）

困っておりますが。

他にないですか。

ないようですので、異議ない旨を答申いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員

はい。

議長（9番：亀谷委員）

そのように決しました。

（6）資源管理の状況等の報告について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

諮問案件でございます。事務局より説明をよろしくお願いいたします。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

～資料6により報告～

- 令和5年度隠岐海区にける漁場の活用状況について説明

議長（9番：亀谷委員）

ただいま事務局より資源管理状況についての詳細な説明がございました。委員の皆さんのご意見とご質疑をこれから求めたいと思います。よろしくお願いします。

6番：升谷委員

いいですか。

議長（9番：亀谷委員）

はい、どうぞ。

6 番：升谷委員

有効活用されていない、今までの対応でね、指導監督行くと。それでも改善されなかったときはどうするのか。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

次の切替えのときに取り消すといいますか、申請があってもなかなか申請を認めることができなくなるというような形になっていくとは思いますが。で、次は共同と定置については5年ですので、令和10年が切り替えになります。あ、すみません。区画と定置につきまして5年ごとですので、令和10年の切替えになります。共同につきましては10年ごとですので、令和15年の切替えタイミングですので、そこが一つのポイントになってくるかなとは思っております。

6 番：升谷委員

区切りのところで処分するということもあるわけだね。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

処分といいますか、出されてきてもなかなか免許できないなというお話に。

県庁水産課（池田）

この制度からいうと、指導や勧告をしたとしても従わなかった場合には取消しができるという規定になっておりますので。

6 番：升谷委員

そういうこと、したことはないわけだね。

県庁水産課（池田）

いや、まだ漁業法も変わってから、まだ3年、4年しか経ってませんので、そういった形になろうかと思います。ただ、そういった漁業権の切替えのタイミングになる可能性が高いと。あと、共同漁業権についても、免許期間は10年なんですけども、その基となる漁場計画というのは5年毎に見直すことになっておりますので、今、実態っていうのは把握をしておりますので、ここで利用実態があまり確認できないってことになれば、そのときに漁場計画を見直して、そのときに使われてない漁業権については落とすということも、可能性もあるってことですので、使用しているってことで、使ってるってことであれば、しっかりと実態を報告いただいて、しっかり漁業権を行使いただきたいと、守っていただきたいというふうに思っております。

議長（9 番：亀谷委員）

他にございませんか。

それでは、ないようですので、この報告を了解することといたしたいと思いますが、よろしいですか。

全委員

はい。

議長（9 番：亀谷委員）

そのように決しました。

（7）海区漁業調整委員会委員候補者の公募結果について（報告）

議長（9 番：亀谷委員）

報告案件でございます。それでは、よろしく願いいたします。

事務局長（為石）

～資料7により報告～

議長（９番：亀谷委員）

ただいま事務局の方から申込み状況、それから今後の経過についての説明があったところですが、この件について、何かご質問、ご意見等がありましたらお願いしたいと思いますが。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ないですね。状況報告ということで、受けたということによろしいですか。

全委員

はい。

議長（９番：亀谷委員）

それでは、この議題、委員会の候補者の公募結果についての議題については、以上の報告を了解することと決したいと思います。

（８）令和６年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について（報告）

議長（９番：亀谷委員）

報告案件でございますので、事務局からよろしくお願いします。

事務局長（為石）

～資料８により報告～

- 令和６年度要望結果及び令和７年度要望の採択状況について概略を説明

議長（９番：亀谷委員）

ただいま事務局の方から全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動等の結果とか、また７年度の要望についての経過、会議の中での経過報告があったところですが、何かご指摘またはご意見があればとお受けいたしたいと思いますが、何かございますか。

先ほど言われたとおり、要望書についてご説明すればなおよろしいかと思うんですが、時間の関係上なかなかできないということなんで、また時間がある中で皆さんの、やはり回答書等々については一読していただきたいということでございます。

どうぞ。

２番：大西委員

今、事務局長が言われた以外でもいいですか。この中の。

事務局長（為石）

まあ、お答えができるか。申し訳ないです。

２番：大西委員

私、今、中村なんですけど、こういう機会があったらぜひ県のほうにお願いしていただきっていうのが、この大きいⅦですね、レジャー船とかトレジャーボートが最近何かちょっと、漁をするのも何か邪魔してくるし、危ない。とにかく大きい船から見たら、今頃ね、何か車に積んできて、ちっちゃい船外機１馬力か何かのやつを……（「２馬力みたいな」と呼ぶ者あり）２馬力。あんなやつがどうも島へ渡って釣りするか、どうも風の良いときにはそこら辺で、そのちっちゃい船から釣りしてるみたいですが。その釣りだからいいやなもんだけど、危ないっていうのがとにかくあって、見えないらしくて、大きい船は。だから、その辺のところを県としては何か考えてるのかなということを。ていうか、要望してくださいっていうお願いがあったんで、そこら辺をちょっと。

議長（９番：亀谷委員）

他の県からもそういうことがあった。

事務局長（為石）

あの会議名は何でしたでしょうか、遊漁者との。

(「海面利用協議会」と呼ぶ者あり)

海面利用協議会、すみません、度忘れしちゃって。海面利用協議会でもだいぶ前から、とにかく波が少し立つとその波に隠れて船自体が見えない。もう一つは、免許が要らないっていうのが何よりも大きくて、海のルールをそれこそ、遊漁も多少そうですけど、やる以上最低限の知識は学んで出さなければならぬのに、何も知らず、買った、さあ出れるみたいな形で安全装備も、救命胴衣ぐらいはしてるんですけど、例えばルールであるとか、船はどっちによけるとか、当然この波の高さで出ていいもんかどうかという判断も、手前のほうは全然ぴちゃぴちゃ程度だけど、ちょっともう防波堤越えたらっていうのが、そういう知識が非常に不足してる人が非常に出る。さらに、コロナで外のレジャーが色々一人で楽しめる、少人数で楽しめる、密にならないみたいな感じで、だいぶそれが普及したっちゃうのもあって、先ほど会長のほうからあったんですけど、他県の方からはかなりミニボートの話は出ていて、海面利用協議会でも海保さんなんかに参加するので、海保さんにも色々聞くんですけど、現法律の中では特段規制がない。各県の状況でも、例えば定置なんかの保護区域とかいうのは委員会指示なんかかけたりとか、そういう例はあるんですけども、なかなかそのミニボートでも出すなとか、ここでやっちゃいけないっちゃうこと自体もなかなかできない中で、やはり最低限、法の何か整備が要るんじゃないかという意見はだいぶ全国的に強く出ているところです。

島根県では、確かに小さいトラブルはいっぱいあります。今のところはその海区で諮るようなところまでは島根県はしていない現状なのかなと思いつつも、少しずついろんな新たな海面での遊漁、サップもそうですけど、新たな、ボードに乗りながら、あれで釣りを結構するような、あれなんか見とって本当に危険だと。ああいうので漕ぎながらっていうのも最近よく聞く話なので、いろんなそういう中で、やはり国に対しては、島根県は今回要望としては上げていませんが、そういう意見は非常に出ていて、国の方も当然検討するという話が出ている中で、また遊漁船、これは遊漁船業の話ですけど、例のカズワンの関係もありつつ、やっぱ海上での安全とかっていうのは非常に今、関心が高まっているので、何かしらやっぱそういうふうな動きにはなるのかなというふうには思っております。今日いただいたご意見も、ご意見としてまた事務局のほうに持ち帰って、県庁とも情報共有したいと思いますので、すみません、今日こういう感じの答えとなりますが、貴重なご意見ありがとうございます。

2 番：大西委員

一昔前までは考えられないような、釣りっていうか、レジャー船とかね。それこそ2馬力か何かのね。あれ、本当、見えないです。船外機でもやっても見えないです、やけに低いから。

5 番：池田委員

せめてね、旗を立てるとかね、そういうことを、基本的なことをしてくれればいいけれども。やっぱあれば有効ですよ、旗。

事務局長（為石）

そうですね。

5 番：池田委員

小さくてもいいから、とにかく。そういうところ。実際にカズワンのことがあってからね、小型船舶の検査は非常にきつくなったですよ。いろんなことをもうチェックされますよ。以前でこんなこと、また新たに受けるみたいな感じで、毎回やられます。それだけやっとなのに、あれは野放しだからね、全然。これはちょっとおかしいと。

2 番：大西委員

いや本当、カズワンの前までは、遊漁の検査来ても、あ、ちょっと時間がないからちょっとちゃらちゃらっと見て帰るぐらいの。

5 番：池田委員

もちろん、きちっとしますよ。きちっとしてるんだけど、それ以上に毎回同じところ、もうここに貼ってあった札がちょっと欠けちゃっても、救命胴衣の付け方、いやこれきちっと分かるじゃないですかって言っても、いやもうちょっとかすんですから、新しいやつ買ってくださいって。そこらからも徹底ですから。非常に厳しいです。

事務局長（為石）

まず、遊漁船業の方としてのいろんなルールの強化が行われる中で、当然こういう話が進んでいくと思いますんで、またそういう情報がありましたら、海区のほうでも場合によっては報告させていただきますんで。すみません、ありがとうございます。

4 番：前田委員

ちょっと、私も一つ、同じようなことでね。シーカヤック、もう困ったもんです、これね。その現地の海の状況、変化を知らない者が来るのが困るんでね。それで、この間も日中波が立ってくるのが分かっているのにね、天気予報をしっかりと見てないわけだ。ローソク島の方で岩陰に隠れて休んだるわけですよ。地区住民は大騒動になって、総出で搜索してるのにね、こんなもんが増えて困ってるんですよ。

2 番：大西委員

いや、実際本当に車だけあって、釣りもしてないし、みんな本当その地元のもんが心配するわけですよ。探したら、あんなんで帰ってきてね。

議長（9 番：亀谷委員）

色々ありますね。

2 番：大西委員

都会から来たらせつかくだから、時化とろうが何だろうが、とにかく出たいみたいな感じで。

議長（9 番：亀谷委員）

さて。

まあ、詳しく報告すればいいんですけど、かいつまんでまとめてご報告となりましたが、この報告を了解するということでよろしいですか。

全委員

はい。

議長（9 番：亀谷委員）

それじゃあ、ご異議ない旨としてこの報告どおり了解いたしました。

その他（中型まき網の灯火規制の見直しについて）

議長（9 番：亀谷委員）

それでは、次にその他ですね。何か事務局から何かありますでしょうか。

県庁水産課（池田）

県庁から報告したいことがあります。

～資料 9－2 より報告～

● 中型まき網漁業における集魚灯の消費電力制限の是正案について説明

議長（9 番：亀谷委員）

今、いわゆる消費電力の制限の是正についてのルール、経過とか状況等についてご説明があったとこ

ろですが、何かこの際、ご質問、ご意見等あればお受けしたいと思います。

5 番：池田委員

ちなみにいか釣りは、小型いか釣りはどれぐらいなんですか。

県庁水産課（池田）

現在ですか。

5 番：池田委員

現在。

県庁水産課（池田）

今、60 キロワット。

5 番：池田委員

60 キロワット。

県庁水産課（池田）

はい。

5 番：池田委員

75 じゃないですね。

県庁水産課（池田）

60 キロワットです。制限としては玉の数としては 18 キロワットというのが制限となっております。

5 番：池田委員

玉の数が。

（「18 灯」と呼ぶ者あり）

18 灯ですね。

県庁水産課（池田）

18 灯です。3 キロ玉を想定しています。

5 番：池田委員

3 キロ玉ね。

県庁水産課（池田）

これがいわゆる中いかラインで、国のいか釣り漁業のその操業区域はその制限だと。その沖合は制限はないという形になっております。

議長（9 番：亀谷委員）

この自主規制のやつは、いわゆる規則に変えるということですよ。

県庁水産課（池田）

そうですね、はい。

議長（9 番：亀谷委員）

今まで、従前からずっと継続して、自主規制で 150 だっけ。

県庁水産課（池田）

はい。

議長（9 番：亀谷委員）

150 のキロワットでやっとなると。それが常態化いったらおかしいけど、変な言い方ですけど、それが普通のまき網船のいわゆる、あの、なんとかの操業する場合の光量になってるというのを、免許の規則ではできないから、免許与えるときにこうこうこうですよとするためのいわゆる制限措置を設けたいと。

県庁水産課（池田）

以前は規則で定められていたんですけども、今はその規則から消費電力というのはちょっと落ちてまして、それを許可証の方で制限を付けるということになっておりますんで、今、付いているのが 10 キロワットということで、ちょっと現実離れしてるような内容になつとるので、それを実態に合わせるとその 150 というのはどういったものかという、平成 8 年当時、各業界のほうで話し合った上で 150 ぐらいが適正ではないかと、それを上限にして管理をしていきたいと思いますということで定められておりましたので、その内容が現在に至っても守られていることでしたので、それを基にそれを制限の趣旨を踏まえて、許可の条件にしましょうというところですよ。

議長（9 番：亀谷委員）

それ以上、今、どう言いますか、取締りとかなんとかで、それ以上やったときに取締りとか何とかできないうちに繋がるから、一応これは規則、免許上の制限として決めて、その違反があったら取締りをしていきますよという趣旨も入ってるということですね。

県庁水産課（池田）

そうです、はい。

議長（9 番：亀谷委員）

そういう中で、現状でこういう状況でずっとやってきたと。それを、その計画ね、周知、皆さんに知ってもらうために浜を回っているということで、海区で良いとか悪いとかっていう協議する場ではないと。今のところはそういうことですよ。

県庁水産課（池田）

そうですね、はい。

5 番：池田委員

ちなみにこれ、出雲、石見も一緒にしょ。こうするんであれば。

県庁水産課（池田）

そうですね。

5 番：池田委員

今の最大限でね。それもあれでしょうから。

県庁水産課（池田）

いか釣りの方も今、60 キロワットというふうに先ほど説明いたしましたけれども、地区によってやはり自主規制というのがあったんですけども、それを地区別に定めると非常に複雑になってくるので、まず上限として、公的規制は一つ、統一で設けると。地区によってそういった自主規制を定めるのであれば、それは引き続き自主規制やっていくという、それが管理していく中でやはり公的規制のほうがいいってことであれば、また検討は考えますけども、まずは統一したルールでやっていくということを今、考えております。

5 番：池田委員

新しいだけん、あれだけでも、最近イカ釣りも、50 年当時ね、遠洋がえしてもっとこっちへ帰られて、それでいか釣り船がもうすごい増えたんですけどね、小型のいか釣り船、それで増えたんだけど、遠洋漁業衰退して帰られると。で、西郷なんかでもそうですけれども、それからいか釣り船、よこわ船も 10 ぱいも、もういないんじゃないかな、西郷漁協。

議長（9 番：亀谷委員）

もう少ないですね。

5 番：池田委員

少ないです、するめいか。それで、だんだんだんだん光も明かりも灯数も減ってきてね、船が古くなって。発電機も変えにやいかんようになって、そういう、だから変えるときにだんだん光量を 40 キロとか、そういうふうにしちゃうんで、当然減ってきますよね。

まあ 10 キロっちゃうのはね。1 隻 10 キロっていうのはとんでもない話で、私の小船でも 10 キロですよ、発電機つんでますよ。

県庁水産課（池田）

これができたのは昭和 40 年ぐらいに定められたものだった。60 年ぐらいのものがいまだに残っていると、そういうところもありまして、適正な内容に変えていくと。

5 番：池田委員

これはもう変えていかないと。現状に合わせてさらにもうこれ以上はいけんよと、資源の観点からも。

議長（9 番：亀谷委員）

はい、前田委員さん。

4 番：前田委員

これうわ灯、水中灯、1 灯当たり何キロワットですかいね。うわ灯は 3 キロかな。

県庁水産課（池田）

実態調査したときに聞くと、大体 4 キロワットというのは主体ですので、大体 4 キロワットって、1 玉当たり 4 キロワットというのを想定してます。水中灯については、製品によってだいぶ差がありまして、5 キロのものや 10 キロのものがあったりするんですけども、今考えてるのは、水中灯については搭載上限ということで、トータル合わせて 70 キロワットだと、以内にするというふうなことを考えております。

4 番：前田委員

これは年に 1 回ぐらい水産局が検査でもするのですか。実態調査というか。

県庁水産課（池田）

そこを改正したときには、やはりそのしっかりと守られているかどうかっていうことを確認する必要があるかと思しますので、そのときには一斉に検査をするということを考えております。それ以降についての検査については、ちょっとまだどれぐらいの頻度でやるかっていうのは、今は決まっておりますけれども、やりっ放しということではなくて、やはり定期的には確認はする必要があるかと思っておりますし、少なくとも漁船の検認がありますので、そういったときには設備見たりだとかっていうことはする必要があるかと思っております。

4 番：前田委員

分かりました。

議長（9 番：亀谷委員）

他にございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（9 番：亀谷委員）

じゃあ、こういう経過で皆さんに周知というか了解というか、こういう方向性に進んでおりますよという報告を受けたということでよろしいですね。

中型まき網漁業の集魚灯のいわゆる消費電力制限の是正について、こういうふう経過或いは方向に進んでおりますよという報告を受けたということで、この報告を了解するというにいたしたいと思

いますが、よろしいですか。

全委員

はい。

議長（9番：亀谷委員）

それじゃあ、この議題については以上で終わりたいと思います。

それでは本日の議題については以上で終わりにしますので、終わりたいと思います。

他に全体を通して何か意見等があればお受けいたしたいと思いますが、他にございませんか。

2番：大西委員

その他でいいですか。

議長（9番：亀谷委員）

ええ、その他で結構です。

2番：大西委員

以前にJ Fしまねからの要望で、あらめとにいなととこぶしの漁業権の設定をお願いしてたんですけど、来るときにフェリーでも池田委員とも話したんですけど、にいながほぼ死滅した状態から、部長もおられたんですけど、ちょっとずつ増えてきてるんですよ。ちょっと中村もですし、池田委員とかの地元の今津のほうも。ただ、それで一応中村とかは獲らないように漁業者にはお願いしてありますけど、これ漁業権がないから全然漁業権のない人まで獲れるから、そこら辺が今どうなってるのかなと思って。要望した、設定してくださいっていうのが。

県庁水産課（池田）

その要望は隠岐支庁の方に。

議長（9番：亀谷委員）

そうです、そうです。

5番：池田委員

漁業権漁業にしたかどうかという話を前、以前にしたと思うんですよ。それで、ちょうど1年や2年の問題じゃないから。それで、去年、今年も漁業者さん確認したんですけども、結構、行使するほどは獲れるっちゃうような話を聞いたんですよ。それで、うちの地区ではこの間、夏に漁業者、漁業者ですね、准組合員も含めて、漁業者の総会をしたときに、当面の間は駄目だよと、当面の間は地区の運営委員会が許可するまでは駄目だよ、獲らないよっていうふうな申合せをしてるんです。そういうふうに漁業者自体がしてるわけです。その辺のところで、極端になくなったから、やっぱり漁業権漁業の、漁業者でもそういうふうに、資源を保護をしてるんで、その兆しがちょっと見え始めたから、ぼつぼつと。だから、それはそういうふうにしたらどうかっちゃう提案はこの間しとったですね。

議長（9番：亀谷委員）

だから、死滅した状態は少しずつ増えてきてると、それは自主的に資源管理をしておるということなんですよね。そういう状況を見たときに、やはりそれにはいわゆる免許の項目の中にやっぱり強く入れていくべきじゃないかと。漁業者さんも自主的にそうなる部分を、それをわからず獲るような野放図なことではいけないというようなことを、やっぱり念頭に置いてしていかないと、この回復はならないと思いますよね。10年に一度の免許更新だっていうけど、その間の中で何かやっぱり講ずるような、規制じゃないけど、こういうふうにしてくださいよというような啓発というか、そういうことを考えていかなといけんじゃないかなと。

5番：池田委員

あわび、なまこがね、ああいうふうになったわけですから。

議長（9番：亀谷委員）

そうです、そうです。

5番：池田委員

だから、何もそういったところも、いや、こうは法令上ああいうのないからちゅうんじゃなくて。

○亀谷会長　せっかく増えたやつまた獲ってしまうと。

議長（9番：亀谷委員）

そうなんですよ。

県庁水産課（池田）

共同漁業権、先ほど会長言われたように免許10年なんですけども、先ほど説明したように、基となる上位計画は5年ごとに見直すと。去年切り替えたばかりですけども、次の見直しの動きっていうのが来年、再来年ぐらいから始まってまいりますので、そういったところで新規魚種っていうのは検討することは可能かと思います。検討する中で、一番やっぱり大事なのは、今日も報告ありましたけども、資源管理状況報告というところで、漁業権として権利を主張する以上は、その義務を果たしていけないといけない。その漁業を営む権利などでしっかりと業として、保護するに値する、何ていうか、行為等しているということを証明する必要があると。ですので、今、例えばにいなであるとか、そういったものを漁業権の対象にするということであれば、今の利用実態、どれぐらいの漁獲量をしているのか、あと資源管理の取組やってるのであれば、こういった保護をしてると、そういったことをやる。

5番：池田委員

ですから、今までの、この間、私になってから一番最初に言ったかね、このこと。にいな全然、おりますか言ったら、おりませんよちゅう話で、にいなが。要するに、漁業者も獲ろうと思っても獲れない。全くゼロなんです。ゼロの状態。それが死滅したのかどうか、貝殻はいない、ないんですよね。貝殻が残ってない。

県庁水産課（池田）

今度、それ漁業としてしていく、漁業権として免許するかというところになってくるので、まず保護をしてまず資源を増やすということをやっていかないといけない。漁業権を免許することであったり。いないとなると漁業を営むことすらできないので、漁業を営む権利を与えるっていうのもちょっと変な話になってくるので。

5番：池田委員

ただ、対象種としてね。もずくなんかは今年なんか駄目ですよ、全然、隠岐いちえん。うちのほうも全然もずく出てこなかった。これは来年待ってって感じで。一昨年は何とか、少なかったけどもその前の年は結構獲れた。

県庁水産課（池田）

新規でやるか継続でやるかっていうのはあって、これまでやってきたものについては資源管理の一端であったりだとかの中で、今年はちょっと量がなかったので獲れませんでしたとか、多少いたけれども資源回復の関係で今年は禁漁して来年に期待をしましたというような説明はできるかと思うんですけども、これが新規にやろうとした場合に、それが漁業として成り立つかどうかっていうところはやっぱり判断をしないとけないんで、先ほど言われたもずくとかだと、それまで漁業として成り立ってた実績があったと。たまたま去年は獲れなかったですよとか、ちょっと少なかったんで獲り控えましたってことは、説明はできると思うんですけど、もともとなかったものが、それをこれから漁業権の免許で漁

業をやっていきますっていうのはなかなかちょっとストーリーとして難しいかなというところがありますので、ただ、支えたところ、資源回復とかもあると思いますので……。

5 番：池田委員

難しいね。てんぐさんなんかはもうほとんど漁業資源として価値がない、してないんでね、こちらのほうはね、てんぐさ。

県庁水産課（池田）

てんぐさ。そういったこともあって、今、利用実態を確認はしていると。正直なところ、これまでで免許出たのでっていうことで引き続き要望あって県としてもそのまま免許してたというような実態あったんですけども、漁業法が変わってその実態っていうのをしっかりと見た上で漁業をメインとすると。実態がないのであれば、海のその資源っていうのは広く使っていくべきだということで、漁業として使っていないのであれば一般の人にも開放しましょうと、そういう流れになってきていると。例えば、にいなとかそういったものが今後、漁業として有効で今使ってて、出荷とかもしてると、漁業者の収入となっていて、それで一般の人がもう野放図に獲ってしまうと。

5 番：池田委員

結構、収入はあったんですよ。

県庁水産課（池田）

そこら辺の実績をしっかりと把握するというのが大事になると。

2 番：大西委員

課長、ちょっといいですか。にいなは以前は 30 キロ、50 キロ獲れてたんですよ。で、漁業権はないけど漁師さんはそれで生計を立ててたんですよ、実は。さざえよりも値段がいいし。だから、その新たにやるっていうけど、その一回、それで生活の糧にしてた人もいたわけですから、それが一旦死滅して、それがまた復活しようとしてるときにそこら辺を柔軟にやっぱりやらないと、漁業権がないからって一般の人に獲られたら、せっかく漁業者が自粛してるのについていう意味なんですけどね。もともとそれで収入得てたわけですよ。新たについていうか。

事務局長（為石）

多分、すみません。

2 番：大西委員

どうぞ。

事務局長（為石）

もう一つは恐らく、何で少なくなったかって、その原因を。これ水技の方には結構、研究機関の方に、これ全県的によく原因が分からないっていうふうになって、その今、磯焼けが問題になる中で、やっぱり餌がないんじゃないかという意見があるんですけど、結構海藻が残ってるところでも一律に減ってるっていう話があって。

2 番：大西委員

ですね、海藻はあるけどにながいなくなってる。

事務局長（為石）

そうなんですよ。で、一方でさっき池田の方が話しとったとおり、それを漁業権に持ってくるっていうのは、新しいもん入れるっちゃうことは、要は一般の人が今まで獲れていたものが、漁業者さんがあれでお金をかせいでても、我々もよく知ってる話で、場所によっては逆にそれはいかんですよ、遊漁者が獲ったとったら怒鳴られて、もう獲物を引剥がされて海に投げられて、そんな権利があるんかあつ

てって、今度うちの方に、うちの方についていうか、前おった職場にあって、逆に漁協さんの方に指導を入れたりして、一般の人もある程度獲る権利がある。私らがよく問合せがあると、あくまで個人で楽しむもんを獲る分ぐらいならいいですけど、それは節度ある獲り方をしてくださいねという意味で、これは今、資源が減ってます、もう少し皆さんも、1個、2個獲るのはいいかもしれないけれども、こういう状況がある中で大切に、例えば小さいのは獲らん、今、マダイとかヒラメだともうだいぶ少しずつ浸透してきましたけど、そういう活動はやっぱりもっと県としてもやるべきなのかなと。あと一方で、研究のほうでは、なぜ減ったのかっていう、ちょっと本腰入れて少し調べてほしいなど。昔、船底塗料で雄化して、あれは何ですか、ばい貝だったですか。

県庁水産課（池田）

ばい。

事務局長（為石）

ばいですね。ああいうのがあったりとか、何か別の要素を単純に捉えるだけじゃなくて、何かこう再生産がうまくいかないっていうのを、でもにいなぐらいは何かそのうちっていうような感じで思ってたのが、私も隠岐に10年ぶりに帰ってきて、昔はもう海岸に手を突っ込むだけで晩飯分ぐらいのお茶わんぐらいは獲れとったのが、西ノ島ですら獲れんなんていう話聞くと、ちょっと異常かなと思って。かと言って、あれをあわびやなまこみたいに密漁者がせっせこ夜中に大量に密漁してるっちゅうのはあんまりイメージがないので、どちらかというところ遊漁でもある程度楽しみながら、漁業者も当然お金に換えられるっていうのが一番理想っちゃあ理想の中で、なぜ減っているのかと、減ってるなら減ってるで遊漁者にももっと目につくように、こういう貝が今減ってます、みんなでこれはなるべく獲らんようにしようっていうような活動をするのがやっぱり重要なのかなと。

議長（9番：亀谷委員）

それから、振興策でまだいとかひらめっていうのは放流して、これだけの大きさになるまで釣らないでとか、それ以下だったら放流してくださいよという規制がかけられるけど、にいななんかもやっぱり増やすために稚貝を放して、放す目的はこうこうこうで増やすためにこうしておりますよと、獲らないでくださいよというような形の形式を取らないと、ただ自然にて増える部分を我々の権利をもって獲るなって言うのはなかなか難しい話だから、やっぱり放流して、放流というか種をまいて、ここまでするまで増やしましょうやっていう運動っていうかな、形にして、それで後に増えたときに漁業権に設定して、こうこうこうだよっていうような形に持っていけばできるんじゃないかなと思うんだけど、今の部分ではなかなか。

事務局長（為石）

そうですね、まずはみんなに広く知ってもら。さっきのくろまぐろの話じゃないですけど、俺たちそんなこと知らなかったもん、知っとったらこんなに獲らんかったにっていうのは、絶対、海で遊ぶ人、悪い人ばかりじゃないですから、私がもしそういう看板見たら、ああ、ほんならちょっとこれは獲り控えようという気持ちは持っておられる人って結構多いと思うので、やっぱ県としてそういう周知ですよ、こういう実態があって、今こういう取組がされてます。だけ、獲るなという規制ではないけれど、こういうこともちゃんと分かった上で、獲るなら遠慮して獲ってくださいよとか、今日はやめとってくださいよという気持ちっていうのを、まずは押すんだろうなと思います。

2番：大西委員

ちなみに、にいな、稚貝ってありますか、小っちゃいやつ。

事務局長（為石）

いやあ、人工種苗生産って話は、今まで聞いたことはない。

5 番：池田委員

やってない。

2 番：大西委員

ないですね。

議長（9 番：亀谷委員）

だけん、増えるわけだから、子供がいないと増えていかない。

事務局長（為石）

少しうれしい報告をしていただいて。少し増えつつまたあるっちゅう報告はあったので。

5 番：池田委員

去年は私その報告したときには、一昨年も駄目で、去年は全然。2 個ぐらい大きなやつ見た言って、ここでは報告しました。それで、これが生産に加わるかどうか、加わればいいけどなっちゅうて言っとったんですけど、津戸と都万が大きいんですよ。本当に大きい。そういうのを 2 個ぐらい見たですわ。ぱっとね。

事務局長（為石）

だけん、そういうふうには生産者の、漁業者の皆さんが努力した結果、少しずつでも成果が出るっちゅうのは…。

5 番：池田委員

今年はちょっと数が見えたっちゅうぐらいですから、そういうのもあったっちゅうこと。

2 番：大西委員

中村で僕がたまに潜ると、2 時間ぐらいで 10 個ぐらい見るけど、今津の方、まだそれよりも結構増えてるって話をされたんで、結構じゃあ島全体で増えてきてるかなあと思って。

5 番：池田委員

これはどなたに聞いても、ちょっと見えたっちゅうって、去年までは全然見えなかったけど、ちょっと見えたっちゅうことは言われた。

事務局長（為石）

またそういうふうには資源の動向とかもやっぱちょっと研究機関の方にも相談しながら、さっき言ったような、いろんな方向性はあると思うんです。守りたい、少しでも資源を増やしたいっちゅう気持ちは、それは遊ぶもんも当然持ってもらった方がいいわけであって、少し我慢するべきは我慢するっちゅうのも、もっと知ってもらふような活動も少ししないといけないのかなと。今日、聞いていて少しそういうふうにして、一方ではそういう漁業権に持っていくっていう話も一つ筋としてはあるのかなと思いつつ、いろんな方向を見ながら、まずは取り組んでみると。

議長（9 番：亀谷委員）

自分たちが守って、守ったやつを獲られるっていうことになると思います。そうすると、それを守る権利をやっぱり与えていかないといけんっていうことに繋がってきますよね。

4 番：前田委員

漁獲実績は長年の間、漁協に出荷してたんだから、漁協に記録はあると思いますよね。今後はしばらく獲らないという設定をしなきゃいけない。

議長（9 番：亀谷委員）

そうそうそう、啓発運動っていうか。

事務局長（為石）

ですね、啓発運動っていうのがやっぱり重要なと。

5 番：池田委員

ですから、地区地区でそういう取決めをして、申合せでね。もうしばらくゴーが出るまで地区の運営委員会で、地先を、この地先だけは獲らへんよって。

事務局長（為石）

県全体としてこういう実態がある中で、皆さんも資源を守りましょうという中の一つで、にいなとかもやっぱり認識を少しずつでも増やしていくような活動は、まあ漁業権とは別になりますけど、そういう活動も地道にすることが。

5 番：池田委員

着実にね。がんがぜんか増えていてね、もうとにかく。

事務局長（為石）

すみません、長くなりました。

議長（9 番：亀谷委員）

そういうことで、そういうお話しがあったということで、今日は済ませたいと思います。

他にございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

4 番：前田委員

もう早く行かんと。

2 番：大西委員

何時ですか。

（「あと 15 分ぐらい」と呼ぶ者あり）

事務局長（為石）

15 分じゃない、まだ 35 分あります。大丈夫です。

4 番：前田委員

歩くとなかなか。

議長（9 番：亀谷委員）

その他はないということで。

2 番：大西委員

じゃあ、一応もう一つ。佐藤さん、また、去年から言ってるけど、あらめがすごい抜けるんだよ。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

またですか。

2 番：大西委員

うん。あらめもだし…

隠岐支庁農林水産局（仲村）

高水温のあれでなくてですか。

2 番：大西委員

そのくっついてるこの岩、岩っていうか、岩にくっついてる根こそぎ流れてくんです。去年から、多く。あれもやっぱり温暖化の影響かなと思って。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

ああ、それはもう確実に水温。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

水温。

2 番：大西委員

そうなんですね。

事務局長（為石）

山口県で平成の 20 ぐらいですかね。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

山口というか、益田の飯浦でも、港いっぱい。

事務局長（為石）

その特徴が、岩にくっついてるあの基礎部分から抜けて。

2 番：大西委員

そうそうそうそうそう。抜ける。

事務局長（為石）

で、海岸にびっちりもうそのまんまの状態が上がってくるっていうふうな。

2 番：大西委員

そうそうそうそうそう。

事務局長（為石）

そのときは、山口の研究者さんが 1 回浜田で講演してくれたときに話を聞いたんですけど、やっぱりもう完全な夏場の高水温。異常高水温だっていう話だったですね。

2 番：大西委員

ああ、夏場にもう死んで、今の時化で揚がってくるってこと。

事務局長（為石）

死ぬっちゃうか、その、何でしょうね、このくっついとくこの基礎ごと抜けるんで。

2 番：大西委員

抜けてるよ。

事務局長（為石）

あれ海に戻せば、ある程度生きるやつもおるけど、これ固定がなくなっちゃったらあれもうふわふわじゃ生きていけないので。

2 番：大西委員

でしょう。

事務局長（為石）

やっぱりそういうところがあるみたいですね。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

だけん、夏場でまた今抜けたのが、時化でまた。

2 番：大西委員

ああ、海に沈んでたやつが時化で。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

はい、沈んどったものがまた見えたんだと思います。寄って。

2 番：大西委員

海岸べりに寄ってきたってことか。

5 番：池田委員

全体が。葉先だけじゃなくて全体が。

事務局長（為石）

大体、特徴で、全体が抜けるんです。

5 番：池田委員

それで今度は波の波動でそれが打ち上げられる。

2 番：大西委員

今まで、4、5 年前までそういう現象なかったですからね。岩ごと何かごっぽり抜けて。

議長（9 番：亀谷委員）

海水温が。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

それについては完全に海水温ですので、なかなか対策の打ちようが。

5 番：池田委員

特にね、よどむところ。

2 番：大西委員

ああ、確かに。

5 番：池田委員

よどむところ。これは磯焼けのときに中村の白島のところでずっと見たんだわ。あ、これ、あらめの葉先、枯れとるので、これはなんだなっちゅう、写真も撮っとった。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

益田の方は一時、1 年だけの高水温だったので、その後復活したっていう話は聞いたんですけども、これが常態化してくるとなかなか復活するタイミングがなくて難しいなというのはあります。

5 番：池田委員

やっぱり地形的な、地先の地形的な関係で、ここよどむんじゃろうなあちゅう、潮通しが悪いんじゃないなっちゅう。

2 番：大西委員

夏場に抜けたやつが沖のほうにおって、この波で。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

はい。寄せられたという。

2 番：大西委員

寄せられて。それで来るわけか、今頃。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

より今の時期目立つけど、根本原因は夏場の高水温。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

夏場で抜けてしまってるか、もうほんの抜けそうでもう緩くなった。で、時化で余計に耐えられなくて抜けたという可能性がございます。

議長（9 番：亀谷委員）

困ったことすな。ねえ。

それじゃあ、以上で終わりますして、事務局の次回を開催予定をお願いしたいと思います。

事務局長（為石）

では、もう時間もあれですので手短に。次回開催ですが、例年どおり翌年3月頃を予定しております。会場は島後の方で開催を予定する予定で、議題は主に令和7年のくろまぐろとかするめいかのTACについて諮問等を実施したいと思いますので、また引き続きよろしくお願いいたします。以上です。

議長（9番：亀谷委員）

それでは、事務局の用意した議事の全て終了いたしました。委員の皆さんからも以上終了だというお返事をいただきましたので、本日の会議はこれで閉会といたしたいと思います。お疲れさまでした。

【閉会宣言】

県職員として委員会に出席した者の職氏名

島根県農林水産部	次長	横田	幸男
島根県農林水産部水産課	管理監	秋山	昌宏
島根県農林水産部水産課	課長補佐	池田	博之
島根県農林水産部水産課	主任	寺谷	俊紀
隠岐支庁農林水産局	水産部長	仲村	克広
	主任	佐藤	勇介
隠岐海区漁業調整委員会事務局	事務局長	為石	雄司
	書記	江角	翔太

以上ここに会議の顛末を記し、その相違無きを認証するためにここに署名する。

議長（9番：亀谷委員）

議事録署名者

2 番

議事録署名者

10 番